

■ 農地を取得等するためには、農地法第3条の許可が必要です。

農地の売買、贈与、貸借などには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。農地取得等に関する詳細については、農業委員会にお問い合わせください。

○ 許可基準（農地法第3条第2項）

農地法に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

○ 第1号 全て効率利用要件

今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること

○ 第2号 農地所有適格法人要件

法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと

○ 第3号 農作業常時従事要件

申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること

○ 第4号 地域との調和要件

今回の申請地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織することなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人を言います。

■ 法改正による変更点（令和5年4月1日～）

これまで権利を取得する農地を含め耕作面積が一定の面積（下限面積）以上となることが要件の一つにありました。日進市では下限面積を30アールに設定していましたが、令和5年4月1日施行の改正農地法で、農地の権利移動に際しての下限面積要件が廃止されました。

・ 現行（令和5年3月31日まで）

地 域	下限面積
市内全域	30アール

・ 変更後（令和5年4月1日から）

地 域	下限面積
市内全域	廃 止

## ■ 許可事務の流れ

日進市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務処理の標準処理期間を28日間と定め、迅速な許可事務に努めております。

申請に係る手続きの流れは以下のとおりです。

農地（田や畑）を買いたい、借りたい時は、農業委員会事務局へ。

場所：市役所北庁舎2階 農政課内 ☎ 0561-73-2197

### 申請の準備

- ・申請書及び記入例は、日進市ホームページからダウンロードできます。また、農政課でも配布しています。
- ・市ホームページの必要書類一覧表を参照し、申請に必要なものをご用意ください。

### 申請書提出前の確認（おすすめ）

受付期間が毎月指定されています。記入漏れや必要書類の不備などにより、申請が遅れることを防ぐため、事前に農業委員会事務局に確認をしてもらいましょう。

### 申請書提出

- ・毎月12日締切。（12日が休日の場合は翌営業日まで）。
- ※ 農業委員会事務局へご持参ください。
- ※ 必要書類の不備などにより受付できない場合があります。

### 申請内容審査

- ・申請書類の内容、許可基準の適合確認を行います。
- ・取得等する農地、その他耕作している農地など現地調査を行います。必要に応じて、聞き取りを行う場合があります。農地現地調査では、職員が農地等へ立ち入りさせていただきます。

### 日進市農業委員会定例会にて審議（毎月末頃開催）

- ・書類及び現地事前調査に基づき、農業委員会が審議します。

### 許可・不許可

- ・農業委員会で許可（不許可）を決定します。

### 許可書の交付

- ・申請者へご連絡いたしますので、農業委員会事務局まで許可書を受け取りに来てください。なお、許可書の再発行はできませんので、大切に保管してください。